

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

通達区分	例規通達
有効期間	30年

宮本規第141号
令和7年3月17日
宮城県警察本部長

設備外積載許可、荷台乗車許可及び制限外積載許可取扱要領の一部改正について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第56条第1項に規定する許可、同条第2項に規定する許可及び同法第57条第3項に規定する許可（以下これらを「制限外許可」という。）の取扱いについては、「設備外積載許可、荷台乗車許可及び制限外積載許可取扱要領の一部改正について（通達）」（令和4年8月4日付け宮本規第2191号）に基づき運用しているところであるが、道路交通法施行規則（令和35年総理府令第60号）の改正に併せ、設備外積載許可、荷台乗車許可及び制限外積載許可取扱要領の一部を別添のとおり改正し、令和7年3月24日から施行することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

別添

設備外積載許可、荷台乗車許可及び制限外積載許可取扱要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第56条第1項に規定する許可（以下「設備外積載許可」という。）、同条第2項に規定する許可（以下「荷台乗車許可」という。）及び法第57条第3項に規定する許可（以下「制限外積載許可」という。）（以下これらを「制限外許可」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 制限外許可の申請者

制限外許可の申請者は、当該制限外許可の申請に係る車両の運転者とする。

車両の運転者が複数の場合（長距離運転で同乗又は乗り継ぎして交替する運転者がいる場合、同一の車両について制限外許可の申請に係る期間が例えば1年間である場合にその期間内で運転者が交替する場合等をいう。）には、その全員を申請者とし、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第8条第2項に規定する申請書（以下「申請書」という。）の「申請者」の欄、「申請者の免許の種類」の欄及び「免許証番号又は免許情報記録の番号」の欄に連記させるものとする。この場合において、申請書の各欄に連記することができないときは、別紙に申請者の住所、氏名、免許の種類及び免許証番号等を記載させるものとする。

第3 制限外許可の申請

警察署長は、規則第8条第1項の規定により申請書2通の提出を受ける場合において、審査するため必要があると認めるときは、運転経路図その他の制限外許可の審査に必要な書類の提出を求めるものとする。

第4 制限外許可の単位

制限外許可は、原則として1回の運転行為（例えばA地点からB地点まで積載物を運搬する場合で、車両、積載物、運転経路及び時間がそれぞれ一つのものをいう。以下同じ。）ごとに行うものとする。

第5 制限外許可の期間

制限外許可の期間は、原則として1回の運転行為の開始から終了までに要する期間とする。ただし、制限外許可のほかに法第77条第1項に規定する道路の使用の許可（以下「道路使用許可」という。）を要する場合の当該制限外許可の期間は、当該道路使用許可と同一の期間とする。

第6 申請手続の特例

- 1 運転行為が同一の運転者により定型的に反復し、又は継続して行われるものである場合

制限外許可を受けようとする運転行為が同一の運転者により定型的に反復し、又は継続して行われるものである場合の申請は、次に掲げる要件を全て満たす場

合に限り、前記第4及び第5の規定にかかわらず、包括して1回の運転行為とみなして処理するものとし、許可の期間は、車両の構造等を踏まえて、原則として1年以内の適切な期間とする。

- (1) 車両が同一であること。
- (2) 同一品目の貨物を同一の積載方法又は同人数を同一の乗車方法で運搬するものであること。
- (3) 運転経路が同一であること。

2 制限外許可が競合する場合

同一車両の同一の運転行為につき制限外積載許可、設備外積載許可又は荷台乗車許可が同時に重複して必要となる場合の申請は、同一の申請書に当該許可に係る事項を併せて記載させることができる。

第7 許可の対象、審査事項、条件等

1 設備外積載許可

(1) 許可の対象

設備外積載許可は、次に掲げる場合で、他に積載の方法がなく、やむを得ないと認められるものに限り許可するものとする。

ア 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙運動又は政治活動を行う場合

イ 祭礼行事等のため装飾を行う場合

ウ 分割することができない貨物であって、その主要部分を荷台に積載する場合

エ その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

(2) 審査事項

設備外積載許可の申請を受けた警察署長は、次に掲げる事項について審査するものとする。この場合において、申請書の提出先若しくは申請に係る許可の単位に誤りがあるとき又は申請書の記載事項に不備があると認めるときは補正を求めるものとし、補正がない場合は求められた許可を拒否するものとする。

ア 当該設備外積載許可による運転が、車両の構造又は道路若しくは交通の状況により重大な危険があるとは認められないこと。

イ 積載方法及び当該設備外積載許可による運転が、法第55条第2項及び第71条第4号の規定に照らし適切であると認められること。

ウ 原則として、自動車の側端から突き出す等、危険と認められる積載方法でないこと。

エ 運転経路に、当該設備外積載許可に係る車両の走行に障害となるもの（重量制限が行われている橋りょう、高さ制限が行われているガード、トンネルその他の工作物等）が存在しないこと。

オ 前記アからエまでのほか、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要な措置を講じていること。

(3) 許可の条件

設備外積載許可に当たっては、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第24条第1項第2号に規定するもののほか、必要により同項第3号の道路における危険を防止するため必要と認める事項として、次に掲げる条件を付するものとする。

ア 積載物の固定（緊縛）の方法について必要と認める事項

イ 積載位置等について必要と認める事項

ウ 前記ア及びイのほか、道路における危険を防止するために必要と認める事項

(4) 留意事項

ア ルーフキャリアについては、法第55条第1項の「積載のために設備された場所」と解され、これに拡声器等の貨物を積載することは設備外積載許可の対象とはならないが、ルーフキャリアに積載せず、その外周に看板等を取り付けるような場合は設備外積載許可が必要となるので留意すること。

イ 試運転、回送等を行う臨時の運行の許可を受けた車両に対する設備外積載許可は、当該車両への貨物の積載自体が臨時運行の許可の目的から外れる運行となるので、許可をしないこと。

2 荷台乗車許可

(1) 許可の対象

荷台乗車許可は、次に掲げる場合で、他に輸送の方法がなく、やむを得ないと認められるものに限り許可するものとする。

ア 傷病者を緊急に救護する場合

イ 災害における被災者の救護、被害の拡大防止及び復旧等のための必要な人員を輸送する場合

ウ 公職選挙法に規定する選挙運動又は政治活動を行う場合

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する廃棄物の収集を行うため必要な人員が乗車する場合

オ 前記アからエまでのほか、警察署長が特にやむを得ないと認められる場合

(2) 審査事項

荷台乗車許可の申請を受けた警察署長は、次に掲げる事項について審査するものとする。この場合において、申請書の提出先若しくは申請に係る許可の単位に誤りがあるとき又は申請書の記載事項に不備があると認めるときは補正を求めるものとし、補正がない場合は求められた許可を拒否するものとする。

ア 当該荷台乗車許可による運転が、車両の構造又は道路若しくは交通の状況により重大な危険があるとは認められないこと。

イ 乗車方法及び当該荷台乗車許可による運転が、法第55条第2項及び第71条第4号の規定に照らし適切であると認められること。

なお、荷台に乗車させる人員は、当該荷台乗車許可に係る車両の車種、設

備及び構造並びに道路の状況に応じて個々に決定すべきものであるが、原則として荷台における1人当たりの所要面積を最低でも0.5平方メートル（0.5メートル×1.0メートル）として算出した人員を最大乗車人員とすること。ただし、最大乗車人員を乗車させた場合に危険があると認めるときは、安全の確保のため必要な範囲の人員とすること。

ウ 運転の期間は、交通が特にふくそうする日時を含まないこと。

エ 運転経路に、当該荷台乗車許可に係る車両の走行に障害となるもの（重量制限が行われている橋りょう、高さ制限が行われているガード、トンネルその他の工作物等）が存在しないこと。

オ 原則として、高速自動車国道及び自動車専用道路を通行しないものであること（荷室があり、かつ、乗車人員に対する相応の安全対策が講じられているものを除く。）。

カ 前記アからオまでのほか、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要な措置を講じていること。

(3) 許可の条件

荷台乗車許可に当たっては、令第24条第1項第2号に規定するもののほか、必要により同項第3号の道路における危険を防止するため必要と認める事項として、次に掲げる条件を付するものとする。

ア 運転の時間帯の指定に関する事項

イ 荷台に乗車する人員の転落防止措置について必要と認める事項

ウ 荷台に乗車する場所及び方法に関する事項

エ 前記アからウまでのほか、道路における危険を防止するために必要と認める事項

(4) 留意事項

ア 荷台乗車許可は、法第56条第2項の規定により道路又は交通の状況により支障がないと認めて人員を限って許可するものであるが、容易に代替措置が執れるもの等必要性の低い申請は原則許可しないこと。

また、祭礼等に伴って許可申請がなされた場合は、運行速度、転落防止装置の有無及び転落防止のための措置等が十分であるかを検討して、許可の可否を判断すること。

イ 試運転、回送等を行う臨時の運行の許可を受けた車両に対する荷台乗車許可は、当該車両の運転を目的とする者以外の者の乗車が臨時運行の許可の目的から外れる運行となるので、許可をしないこと。

3 制限外積載許可

(1) 許可の対象貨物

制限外積載許可の対象となる貨物は、令第22条第2号から第4号まで若しくは第23条第2号から第4号まで又は宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）第11条第1項にそれぞれ規定する積載物の重量、大きさ又

は積載の方法の制限を超えることとなる貨物であつて、電柱、変電器等のように形態上単一の物件であり、分割し、又は切断することにより当該貨物自体の効用又は価値を著しく損なうと認められるものとする。

なお、貨物が分割することができないものであるかどうかについては、その貨物自体の属性により客観的に判断すべきであり、運転者、貨物の所有者等の主観的事実（経費の節約、時間の短縮等）により左右されるべきではない。

(2) 積載物の測定方法

令第22条第3号及び第23条第3号並びに宮城県道路交通規則第11条第1項に規定する積載物の長さ、幅又は高さの測定は、次に掲げる方法によるものとする。

ア 長さは、貨物自体の長さではなく、貨物を車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を当該車両の前後方向に平行に測る（別図参照）。

イ 幅は、貨物自体の幅ではなく、貨物を車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を当該車両の横方向に平行に測る（別図参照）。

ウ 高さは、貨物自体の高さではなく、貨物を車両に積載した状態において、地上から当該貨物の最上端までの高さを測り、それから当該車両の積載をする場所の高さを減じて測る（別図参照）。

(3) 審査事項

制限外積載許可の申請を受けた警察署長は、次に掲げる事項について審査するものとする。この場合において、申請書の提出先若しくは申請に係る許可の単位に誤りがあるとき又は申請書の記載事項に不備があると認めるときは補正を求めるものとし、補正がないときは求められた許可を拒否するものとする。

ア 当該制限外積載許可による運転が、車両の構造又は道路若しくは交通の状況により重大な危険があるとは認められないこと。

イ 積載方法及び当該制限外積載許可による運転が、法第55条第2項及び第71条第4号の規定に照らし適切であると認められること。

ウ 積載物の重量が、令第22条第2号又は第23条第2号の規定に照らし適切であると認められること。

エ 積載物の長さ、幅、高さ及び積載方法が、別表の審査上の判断基準（以下「判断基準」という。）に照らし適切であると認められること。

オ 運転の期間は、交通が特にふくそうする日時を含まないこと。

カ 運転経路に、当該制限外積載許可に係る車両の走行に障害となるもの（重量制限が行われている橋りょう、高さ制限が行われているガード、トンネルその他の工作物等）が存在しないこと。

キ 前記アからカまでのほか、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要な措置を講じていること。

(4) 許可の条件

制限外積載許可に当たっては、令第24条第1項第1号及び第2号に規定する

もののほか、必要により同項第3号の道路における危険を防止するため必要と認める事項として、次に掲げる条件を付するものとする。

ア 運転の時間帯の指定に関する事項

イ 先導車又は整理員を配置しての誘導、整理等に関する事項

ウ 積載物の固定（緊縛）の方法、積載位置等について必要と認める事項

エ 前記アからウまでのほか、道路における危険を防止するために必要と認める事項

(5) 運転経路が長距離となる制限外積載許可の取扱い

ア 運転経路が2以上の都道府県に及ぶなど長距離となる制限外積載許可の取扱いにおいて、他の都道府県警察に照会して支障の有無を確認する必要性が認められるときは、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）に対して照会を依頼し、照会に対する回答を得た上で許可の可否を判断するものとする。

イ 交通規制課長は、前記アの依頼に対応し、対象となる運行経路を管轄する都道府県警察に対する当該運行経路の照会を実施することにより、許可申請を受理した警察署長が許可の可否を判断するための情報を収集し、依頼した警察署長に対して回答するものとする。

(6) 留意事項

ア 判断基準に定める値を超える積載について申請があった場合は、第10の関係機関等との調整を行うなど、慎重な審査によって、交通の安全と円滑の確保に万全を期すこと。

イ ルーフキャリアについては、その構造上小型又は軽量の物品を積載する装置であり、超長大又は重い物品の積載には適さないことから、原則として制限外積載許可をしないこと。

ウ 分割することができない貨物であることを理由に制限外積載許可の申請がなされた場合において、申請者又は申請者が所属する事業所等が、許可不要で積載可能又は申請車両と比較して積載が容易と認められる他の車両を保有していることを理由に許可を拒否する処分を行うことは不適當であるが、申請に係る車両に積載しての運行が道路又は交通に支障を生じさせるおそれがあると認めるときは、他の車両を使用するよう指導すること。

エ 試運転、回送等を行う臨時の運行の許可を受けた車両に対する制限外積載許可は、当該車両への貨物の積載自体が臨時運行の許可の目的から外れる運行となるので、許可をしないこと。

第8 審査方法

1 基本的考え方

制限外許可の審査は、実査を必要と認める特段の事情がある場合を除き、原則として図面、写真その他の資料により確認する方法により審査するものとする。

2 書類審査

(1) 審査に用いる書類等

制限外許可を行うに当たり書類審査を行う場合は、申請書のほか、その審査が実効のあるものとなるよう、必要に応じて次の書類の提出を受け審査するものとする。

なお、これらの書類については、申請者の任意の協力に基づくものであるため、申請者に負担を強いることのないようにするなど、その対応に留意すること。

ア 自動車検査証の写し

イ 積載状況を記載した図面

ウ 車両の前後左右を撮影した写真

エ 車両の構造、積載物の諸元又は積載設備の強度等を示した書類

オ 運転経路図その他審査に必要と認められる書類

(2) 許可の可否を判断することができない場合の措置

書類だけでは許可の可否を判断することができない場合は、実査により審査するものとする。

(3) 申請の管理

申請書やその他の提出書類に不備がなく、申請を受理するときは、制限外積載等許可申請受理簿（別記様式第1号。以下「受理簿」という。）に所要事項を記載し、当該申請を管理すること。

3 実査

(1) 実査の方法

許可の審査に当たり、車両の形状が特殊であるなど、実査を行う必要がある場合は、申請に係る車両が保管されている場所、積載作業を行う場所等へ赴き、車両の構造、転落防止装置、貨物、その積載状態等について実査を行うものとする。

(2) 留意事項

ア 実査は、申請書の提出があった後に行うものとする。

イ 実査は、原則として標準処理期間内に行うものとするが、申請者の都合等により適宜日程を調整することは差し支えない。

ウ 実査は、申請に係る積載物が積載された状態で行うものとし、申請書の記載内容と実際の積載の方法等に誤りがないか、実測して確認すること。

(3) 申請書の取扱い

実査の結果、許可をすることが適当と認める場合には、申請書を警察署に持ち帰り、所要の決裁を受けた上で許可すること。

第9 制限外許可の処理手続

1 許可証の交付等

(1) 許可番号の付与

申請に対して許可をするときは、個々の申請に対して許可番号を付与するこ

と。

この場合において、許可番号は受理簿により管理し、年度ごとの一連番号とすること。

(2) 許可証の作成及び交付

規則第8条第2項に規定する許可証（以下「許可証」という。）を申請者に交付するときは、当該許可証に許可番号等必要な事項を記載して作成し、申請者に交付する許可証と警察署の控えとする許可証との間に契印して交付すること。

また、警察署の控えとする許可証は、許可番号の順に編綴して保管すること。

(3) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示

制限外許可の申請を受理した場合において、条件を付して許可するとき、付した条件を変更するとき、申請によって求められた許可等を拒否するとき（不許可、申請の棄却、却下等の名称は問わない。）等には、それらの処分の相手方に対してその理由を示した上で、教示書（別記様式第2号）を交付し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示を行うこと。ただし、許可証と併せて交付する条件書に教示事項を併記する場合には、教示書の交付を要しない。

(4) 許可証の再交付

ア 亡失、汚損等の理由により申請者から許可証の再交付の申請があった場合は、添付書類を省略して申請書2通の提出を受けるものとし、既に交付している許可証の警察署の控えの内容を確認した上で、許可証を再交付するものとする。

イ 前記アの規定により許可証を再交付したときは、前回交付した許可証に係る受理簿の備考の欄に「再交付」と朱書きするとともに、再交付の年月日及び理由を記載すること。

2 交番及び駐在所に勤務する警察官による制限外積載許可の専決

宮城県警察の事務の専決及び代決に関する訓令（平成15年宮城県警察本部訓令第7号。以下「専決規程」という。）第11条第3項の規定により交番及び駐在所（以下「交番等」という。）に勤務する警察官が専決して制限外積載許可をする場合は、次の要領により行うものとする。

(1) 許可証の公印の事前押印及び配布

交番等に備え付ける許可証については、宮城県警察公印規程（昭和34年宮城県警察本部訓令第10号）第10条の規定により公印の事前押印を行い、制限外積載等許可申請書受払簿（別記様式第3号。以下「受払簿」という。）の「配布月日」、「配布先」、「配布数」及び「配布者」の各欄に記載して配布すること。この場合において、「受領者」の欄に受領者名を記名させる等、引継ぎ状

況を明らかにしておくとともに、当該受払簿の写しを作成して交付すること。

(2) 受理簿及び受払簿の備付け

制限外積載許可を取り扱う交番等には、受理簿及び前記(1)の規定により受払簿の写しを備え付けるものとする。

(3) 申請書の受付

交番等において制限外積載許可の申請の申出を受けた場合は、専決規程及び前記第7-3の規定に照らし、当該交番等で許可することが相当と認めたときは、許可証に公印が押印された申請書を申出者に交付して申請書を作成させるものとする。

(4) 受理簿への記載

ア 制限外積載許可をするときは、交番等の受理簿に所要事項を記載すること。この場合において、許可番号は、警察署の交通課（以下「署交通課」という。）から警察署の受理簿の許可番号の通知を受けて付するものとする。

イ 前記アの規定により交番等に許可番号を通知した署交通課においては、警察署の受理簿に当該制限外積載許可に係る所要事項を記載するとともに、「備考」の欄に当該交番等における専決の経緯等を記載すること。

(5) 許可証の作成及び交付

許可証を申請者に交付するときは、許可証に前記(4)ーアの許可番号等必要な事項を記載し、申請者に交付する許可証と警察署の控えとする許可証との間に契印して作成し交付すること。

(6) 署交通課への引継ぎ

ア 制限外積載許可をしたときは、受払簿の写しの「引継月日」、「許可番号」、「引継者」及び「計（残数）」の各欄を記載した上で、警察署の控えとする許可証を署交通課に引き継ぐこと。この場合において、「受領者」の欄に受領者名を記名させる等、引継ぎ状況を明らかにしておくこと。

イ 前記アの規定により引継ぎを受けた署交通課においては、当該制限外積載許可に係る受払簿の写しの所要事項を受払簿に転記して、交番等に配布した許可証の受払状況を管理すること。

第10 関係機関等との調整

1 交通規制課長との協議

警察署長は、制限外積載許可の申請に係る積載物の重量が令第22条第2号若しくは第23条第2号に規定する制限を超える場合又は積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が判断基準に定める値を超える場合であって、許可をする必要があると認めるときは、交通規制課長と協議すること。

2 道路管理者等との連携

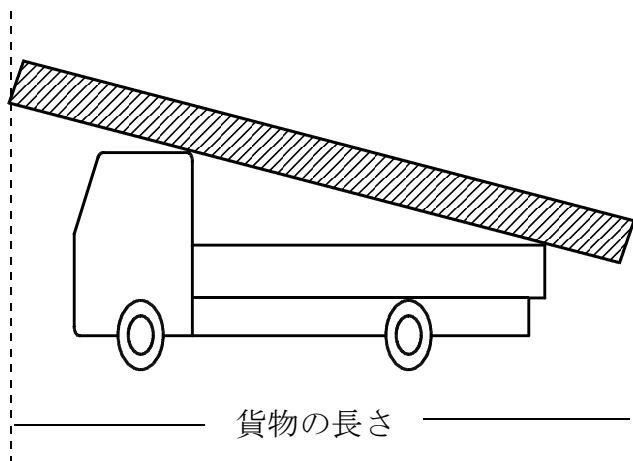
警察署長は、制限外積載許可の申請に係る運転が道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項の車両の通行の許可又は道路法第47条の10第3項に規定する車両の通行可能経路に係る回答を必要とする場合は、当該許可等を行う道路管

理者との連携を図るよう努めること。

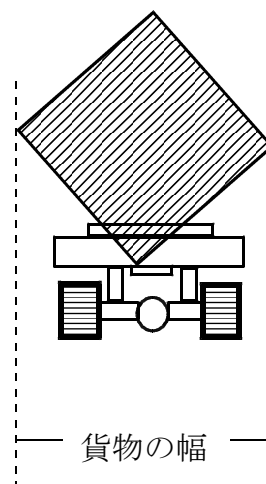
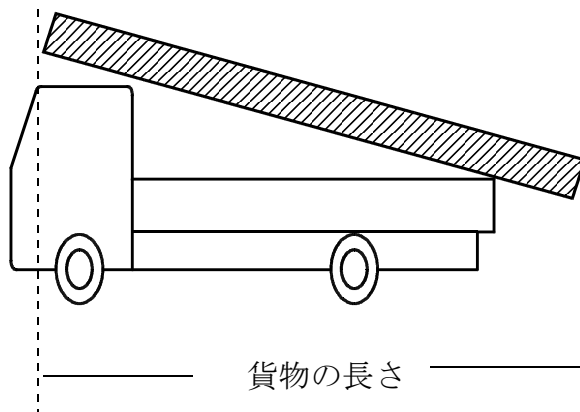
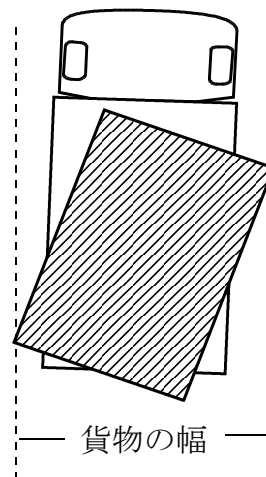
また、制限外積載許可の申請に係る積載物の運搬で、通行止め等の交通規制を必要とするものの許可に当たっては、事前に警察、運輸、道路管理者等の行政機関、運輸事業者等による合同会議を開催し、運転経路の交通の円滑と運搬中の交通事故防止等について必要な申合せを行うよう努めること。

別図

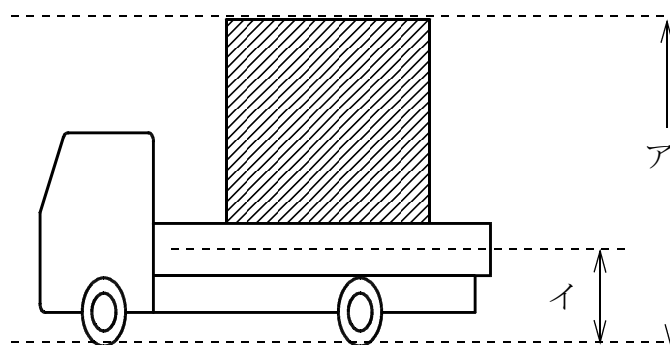
長さ



幅



高さ



ア-イ = 貨物の高さ

別表

制限外積載基準一覧表

	車両の種類	制限種別	審査上の判断基準 (許可に当たり、交通規制課長との協議が必要な場合)	令第22条及び令第23条 に規定する積載の制限 (許可不要で積載できる上限)
1	大型自動車 中型自動車 準中型自動車 普通自動車 大型特殊自動車 側車付きの大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きの自動二輪車については、積載物の長さ及び積載物の幅に限る。）	積載物の長さ	自動車の長さとその長さの10分の5の長さを加えた長さを超える場合又は積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さが、16.0メートル（セミトレーラ連結車にあっては17.0メートル、フルトレーラ連結車にあっては19.0メートル、ダブルス連結車にあっては21.0メートル）を超える場合	自動車の長さとその長さの10分の2の長さを加えたもの（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあっては、その乗車装置又は積載装置の長さの0.3メートルを加えたもの）
		積載物の幅	自動車の幅に1.0メートルを加えた幅を超える場合又は積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が3.5メートルを超える場合	自動車の幅にその幅の10分の2の幅を加えたもの（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあっては、その乗車装置又は積載装置の幅に0.3メートルを加えたもの）
		積載物の高さ	4.3メートル（三輪の普通自動車及び規則第7条の14に規定する普通自動車（以下「軽自動車」という。）にあっては、3.0メートル）からその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合	3.8メートル（三輪の普通自動車及び軽自動車にあっては2.5メートル、宮城県道路交通規則第11条第1項に規定する自動車にあっては、4.1メートル）からその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの
		積載の方法	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出す場合	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと。
			自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出す場合	自動車の車体の左右から自動車の幅の10分の1の幅を超えてはみ出さないこと。
2	小型特殊自動車	積載物の長さ	自動車の長さとその長さの10分の5の長さを加えた長さを超える場合	自動車の長さとその長さの10分の2の長さを加えたもの
		積載物の幅	自動車の幅に1.0メートルを加えた幅を超える場合	自動車の幅にその幅の10分の2の幅を加えたもの
		積載物の高さ	2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合	2メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの
		積載の方法	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出す場合	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと。
			自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出す場合	自動車の車体の左右から自動車の幅の10分の1の幅を超えてはみ出さないこと。

3	大型自動二輪車及び普通自動二輪車 (側車付きの自動二輪車については、積載物の長さ及び積載物の幅を除く。)	積載物の長さ	乗車装置又は積載装置（リヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置）の長さの2倍の長さを超える場合	乗車装置又は積載装置の長さに0.3メートルを加えたもの
		積載物の幅	自動車の幅（規則第5条の7に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車（以下「小型二輪車」という。）がリヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置の幅に1.0メートルを加えた幅）を超える場合	乗車装置又は積載装置の幅に、0.3メートルを加えたもの
		積載物の高さ	2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合	2メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの
		積載の方法	乗車装置又は積載装置（リヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置）の前後からその乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出す場合	乗車装置又は積載装置の前後から0.3メートルを超えてはみ出さないこと。
			積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が当該自動車の幅を超える場合（小型二輪車がリヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出す場合）	乗車装置又は積載装置の左右から0.15メートルを超えてはみ出さないこと。
4	原動機付自転車	積載物の長さ	積載装置（リヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置）の長さの2倍の長さを超える場合	積載装置（リヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置）の長さに、0.3メートルを加えたもの
		積載物の幅	原動機付自転車の幅（リヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置の幅に1.0メートルを加えた幅）を超える場合	積載装置（リヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置）の幅に0.3メートルを加えたもの
		積載物の高さ	2.5メートルから原動機付自転車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合	2メートルから原動機付自転車の積載をする場所の高さを減じたもの
		積載の方法	積載装置（リヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置）の前後からその積載装置の長さを超えてはみ出す場合	積載装置（リヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置）の前後から0.3メートルを超えてはみ出さないこと。
			積載物を積載した状態の原動機付自転車及び積載物全体の幅が当該原動機付自転車の幅を超える場合（リヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出す場合）	積載装置（リヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置）の左右から0.15メートルを超えてはみ出さないこと。

制限外積載等許可申請受理簿

年度 _____
署 (_____ 交番・駐在所)

番号	受理月日	許可番号	許可申請区分			申請者氏名	車両登録番号	許可の期間	目 的 地	備 考
			設備	荷台	制限			～		
			設備	荷台	制限			～		
			設備	荷台	制限			～		
			設備	荷台	制限			～		
			設備	荷台	制限			～		
			設備	荷台	制限			～		
			設備	荷台	制限			～		
			設備	荷台	制限			～		
			設備	荷台	制限			～		
			設備	荷台	制限			～		

備考 運転経路が 2 以上の都道府県に及ぶ等長距離となる制限外積載許可の可否に係る照会を行った場合並びに交番及び駐在所に勤務する警察官が専決して制限外積載許可を行った場合については、「備考」の欄にその経緯等を記載しておくこと。

教 示 書

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

制限外積載等許可申請書受払簿

____年度

____署（____交番・駐在所）

配 布 状 況					引 継 状 況					備 考
配布月日	配 布 先	配布数	配布者	受領者	引継月日	許可番号	引継者	受領者	計（残数）	
	交 番 駐在所									
	交 番 駐在所									
	交 番 駐在所									
	交 番 駐在所									
	交 番 駐在所									
	交 番 駐在所									
	交 番 駐在所									
	交 番 駐在所									
	交 番 駐在所									
	交 番 駐在所									

備考 申請書の配布数については、1 回当たり 10 部（2 枚 1 つづり）以内とすること。